

第6 手当

1 児童手当（昭和47年度から平成21年度まで、及び平成24年度以降）

① 根拠法令	児童手当法
② 手当の受給要件と月額（平成24年6月分以降）	
ア 児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの児童が対象（所得制限あり）</p> <p>3歳未満一律 15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前1・2子 10,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前3子以降(※) 15,000円</p> <p>中学生一律 10,000円</p> <p>※ 第3子以降とは、「18歳以下の養育する児童(18歳の誕生日以後の最初の3月31日までにある児童)から第1子と数えて、第3子以降に当たる」児童。</p> <p>※ 施設入所等児童は、3歳未満一律15,000円、3歳以上一律10,000円を支給。</p>
イ 特例給付	児童手当の所得限度額以上の者について、当分の間支給対象児童一人につき月額5,000円を支給。
③ 受給者数	52,349人（令和2年3月31日現在）
④ 沿革	<p>昭和46年5月 児童手当法制定（昭和47年1月1日施行） *第3子以降義務教育修了前の児童が対象</p> <p>昭和57年1月 国籍要件の撤廃</p> <p>昭和57年6月 特例給付の導入</p> <p>昭和60年6月 児童手当法改正（昭和61年6月1日施行） *第2子以降義務教育修了前の児童が対象</p> <p>平成3年5月 児童手当法改正（平成4年1月1日施行） *第1子以降3歳未満の児童が対象</p> <p>平成12年6月 児童手当法改正（平成12年6月1日施行） *6歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成16年6月 児童手当法改正（平成16年6月18日施行） *9歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成18年4月 児童手当法改正（平成18年4月1日施行） *12歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成19年4月 児童手当法改正（平成19年4月1日施行） *乳幼児加算（3歳未満の第1子・第2子の月額手当が5,000円から10,000円に変更。但し、第1子・第2子は、3歳の誕生月の翌月から5,000円に変更）</p> <p>平成22年3月 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」（平成22年4月1日施行）による子ども手当制度（中学校修了前の子ども対象、所得制限なし）への移行に伴い廃止</p>

	<p>平成 24 年 4 月 児童手当法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）</p> <p>*それまでの子ども手当制度からの移行。15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童が対象平成 24 年 6 月分以降の受給に際しては所得制限あり。ただし、所得限度額以上の者についても当分の間は支給対象児童一人につき月額 5,000 円を支給。（特例給付）</p> <p>*手当月額（18 歳以下の扶養する第 3 子以降の 3 歳以上小学校修了前児童は 10,000 円ではなく 15,000 円）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>3 歳未満一律</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上小学校修了前 1・2 子</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上小学校修了前 3 子以降</td> <td style="text-align: right;">15,000 円（第 3 子加算）</td> </tr> <tr> <td>中学生一律</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※施設入所等児童は、第 3 子加算なし</p>	3 歳未満一律	15,000 円	3 歳以上小学校修了前 1・2 子	10,000 円	3 歳以上小学校修了前 3 子以降	15,000 円（第 3 子加算）	中学生一律	10,000 円
3 歳未満一律	15,000 円								
3 歳以上小学校修了前 1・2 子	10,000 円								
3 歳以上小学校修了前 3 子以降	15,000 円（第 3 子加算）								
中学生一律	10,000 円								

児童手当支給状況の推移

各年度 3 月 31 日現在

年度	受給者数（人） 3月31日現在			支給対象児童数（人） 3月31日現在					支給額（千円）				
	児童手当	特例給付	計	児童手当			特例給付	計	児童手当			特例給付	計
				3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生			3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生		
平成 27	41,875	10,774	52,649	14,369	38,932	10,987	16,457	80,745	2,562,540	4,643,620	1,316,810	943,685	9,466,655
平成 28	40,488	11,897	52,385	13,811	38,639	10,633	17,055	80,138	2,562,960	4,578,515	1,290,630	989,770	9,421,875
平成 29	40,668	11,663	52,331	13,427	38,489	10,455	17,745	80,116	2,531,040	4,558,510	1,258,290	1,029,620	9,377,460
平成 30	40,455	12,110	52,565	13,245	38,516	10,349	18,431	80,541	2,507,535	4,574,925	1,235,820	1,069,990	9,388,270
令和元	39,790	12,559	52,349	12,693	37,945	10,162	19,176	79,976	2,409,405	4,541,365	1,223,720	1,115,760	9,290,250

※令和元年度は速報値です。

2 児童育成手当

① 根拠法令	大田区児童育成手当条例
② 区分と手当の受給要件	
ア 育成手当	父または母が死亡・離婚などの状態にある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養していること（所得制限あり）
イ 障害手当	「身体障害者手帳」1・2級、「愛の手帳」1・2・3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童(20歳未満)を扶養していること（所得制限あり）
③ 手当月額	ア 育成手当 児童1人につき 13,500円 イ 障害手当 児童1人につき 15,500円
④ 受給者数	4,869人（令和2年3月31日現在）
⑤ 沿革	<p>昭和44年4月 東京都交通遺児手当制度発足</p> <p>昭和44年10月 東京都児童手当に関する条例制定 ①一般手当 ②遺児手当 ③障害児手当（都交通遺児手当廃止）</p> <p>昭和44年11月 大田区児童手当条例制定</p> <p>昭和46年5月 国の児童手当法制定 ①一般手当は国制度へ一部移行</p> <p>昭和49年6月 大田区児童育成手当条例と名称変更 ①育成手当 ②障害手当 ③特別手当（児童手当対象外である外国人が対象）</p> <p>昭和55年4月 都区財政調整へ算入</p> <p>昭和57年1月 国籍要件を撤廃（特別手当を廃止）</p> <p>平成4年4月 育成手当支給年齢引上げ（義務教育終了から段階的に引上げ。平成6年度に18歳の年度末となった。）</p> <p>平成8年6月 認知要件撤廃</p>

児童育成手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象 児童数 (人)	延支給件数及び支給金額				合計 延支給件数及び支給金額	
			育成手当		障害手当		延支給件数 (件)	支給金額 (円)
			(件)	(円)	(件)	(円)		
平成27	5,577	7,726	90,710	1,224,526,000	4,402	68,231,000	95,112	1,292,757,000
平成28	5,450	7,350	89,368	1,206,465,500	4,471	69,300,500	93,839	1,275,766,000
平成29	5,283	7,376	87,052	1,175,194,500	4,504	69,812,000	91,556	1,245,006,500
平成30	5,076	7,030	83,380	1,125,094,500	4,436	68,758,000	87,816	1,193,852,500
令和元	4,869	6,783	81,393	1,098,160,500	4,358	67,549,000	85,751	1,165,709,500

※令和元年度は速報値です。

3 児童扶養手当・特別児童扶養手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
① 根拠法令	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
② 手当の 受給要件	ひとり親家庭で18歳になった年度末(重度障害を有する場合は20歳未満)までの児童を扶養していること。 *父または母が重度障害である場合を含む *所得制限があり、所得額により一部支給となる。	20歳未満の障害を有する児童を扶養していること。 (所得制限あり)
③ 手当月額 (平成30年4月1日現在)	H31. 4. 1～R2. 3. 31 児童1人のとき 全部支給 42,910円 一部支給 42,900円～10,120円 児童2人のとき 全部支給 53,050円 一部支給 53,030円～15,190円 児童3人以上は1人につき 全部支給 6,080円加算 一部支給 6,070円～3,040円加算	重度 「身体障害者手帳」1・2級 「愛の手帳」1・2度 →児童1人につき 52,500円 中度 「身体障害者手帳」3級 「愛の手帳」概ね3度 →児童1人につき 34,970円 ※障害の状況により該当しないことがあります。
④ 受給者数	3,192人 (令和2年3月31日現在)	440人 (令和2年3月31日現在)
⑤ 沿革	昭和36年11月 児童扶養手当法制定(昭和37年1月1日施行) 平成6年10月 大田区児童扶養手当等就学援助事業要綱制定(平成6年5月から単年度適用) (就学者のみの対象で、18歳に達した最初の3月31日まで支給) 平成7年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (対象が18歳に達する日以降の最初の3月31日までになった) 平成14年8月 地方分権により東京都から事務が移管される。 児童扶養手当法一部改正施行 (一部支給月額が定額から所得額に応じて支給) (養育費を所得として算入) 平成20年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (受給から5年等を経過した場合には、就労している、または就労困難な事情がある者を除き、手当額は半額) 平成22年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (父子家庭も対象となる) 平成26年12月 児童扶養手当法一部改正施行 (公的年金等との併給が可能な場合あり) 平成28年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (児童2人目以降の手当加算額の増加)	昭和39年7月 重度精神薄弱児扶養手当法制定 昭和41年7月 特別児童扶養手当法に改称 昭和49年9月 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改称(昭和49年9月1日施行) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※本事業は、区で申請を受け付け、東京都が審査・認定しています。</div>

児童扶養手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象児童 (人)	延支給件数及び支給額						延支給金額計 (円)
			全部支給		一部支給		加算		
			件	(円)	件	(円)	第2子(円)	第3子以降(円)	
平成27	3,873	5,573	24,079	1,003,036,310	23,504	653,235,120	85,905,000	12,798,000	1,754,974,430
平成28	3,696	5,351	22,924	967,664,790	23,457	645,464,780	107,359,980	16,356,850	1,736,846,400
平成29	3,526	5,069	21,668	909,588,120	22,833	639,044,250	140,393,740	22,403,740	1,711,429,850
平成30	3,439	4,958	21,161	905,402,860	20,871	581,752,590	139,352,000	22,531,210	1,649,038,660
令和元	3,192	4,609	27,898	1,193,650,430	23,225	637,627,210	167,690,240	28,783,570	2,027,751,450

※令和元年度は速報値です。

第7 医療費助成

1 乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成制度

次代を担う児童の健全な育成及び保健の向上と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童の保険診療となる医療費の自己負担額と入院時の食事療養費標準負担額を助成しています。

(1) 概要

対象者	対象児童を養育している者で区内に住民登録をしている保護者
対象児童	次のいずれかに該当する児童で、区内に住民登録をしており、健康保険に加入している者 1 乳幼児医療費助成事業・・・㊟医療証を交付 未就学児（0歳～就学前までの乳幼児、満6歳に達した日以後最初の3月31日まで） 2 義務教育就学児医療費助成事業・・・㊠医療証を交付 小学校1年生～中学校3年生（満15歳に達した日以後最初の3月31日まで）
所得制限	なし
助成内容	保険診療適用となる医療費の自己負担額 [通院・入院]と入院時の食事療養費標準負担額 次のいずれかに該当する場合は相談が必要 1 児童が児童福祉施設（通所施設及び母子生活支援施設等を除く）に入所している場合 2 保護者が生活保護を受けている場合
助成方法	1 現物給付 区が発行する㊟、㊠医療証を医療機関等の窓口に表示することにより、自己負担額を払わない方法 2 現金給付 ㊟、㊠医療証医療証が使用できなかった場合などに、後日、領収書等必要書類を申請することにより、助成金を口座振込で受け取る方法
根拠法令	大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
沿革 (区制度)	平成 4年 10月1日 ㊟：乳幼児医療費助成制度発足 対象年齢2歳未満、所得制限あり 平成 6年 1月1日 ㊟の対象年齢を3歳未満に引き上げ、所得制限撤廃 平成 8年 1月1日 ㊟の対象年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ 平成 17年 4月1日 ㊠：義務教育就学児医療費助成制度発足 対象年齢小学1年から小学3年までの児童は通院・入院 小学4年から中学3年までの児童は入院のみ現金給付で助成。 平成 18年 4月1日 ㊠の現物給付開始 平成 19年 4月1日 ㊠の通院費助成を中学3年までに引き上げ

(2) 事業実績

各年度3月31日現在

年度	㊟受給者数(人)	医療費助成額(円)	㊠受給者数*(人)	医療費助成額(円)
平成27	38,342	1,332,604,637	45,376	1,416,429,182
平成28	37,967	1,338,392,564	45,361	1,486,021,054
平成29	35,923	1,323,423,853	45,445	1,486,668,912
平成30	32,510	1,337,292,397	45,617	1,532,944,289
令和元	28,807	1,356,043,236	45,560	1,555,860,007

※令和元年度は速報値です。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。

(1) 対象者

区内に住所があり、健康保険に加入している次の方

- ① ひとり親家庭の父または母
- ② ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童（18歳に達した日の属する年度の末日までの児童、および20歳未満で重度の障害のある児童）
- ③ ①及び②に準ずる方

ただし、次の場合は対象となりません。

- ア 申請者および同一世帯にある扶養義務者の所得が限度額以上の場合
- イ 児童が児童（社会）福祉施設に措置入所している場合
- ウ 生活保護を受けている場合
- エ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている者

(2) 根拠法令

「大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」

(3) 受給世帯数及び医療費助成額

各年度3月31日現在

年度	受給世帯（受給者数）	医療費助成額
平成27	3,299世帯（7,989人）	189,836,762円
平成28	3,377世帯（8,224人）	190,661,086円
平成29	3,139世帯（7,563人）	187,137,091円
平成30	2,766世帯（7,219人）	177,046,485円
令和元	2,872世帯（7,008人）	176,406,748円

※令和元年度は速報値です。

(4) 沿革

- | | |
|---------|------------------------|
| 平成2年4月 | ひとり親家庭医療費助成制度発足 |
| 平成13年1月 | 老人保健法に準じた医療費の一部負担導入 |
| 平成15年1月 | 父または母が受け取った養育費を所得として算入 |
| 平成16年1月 | 児童自身が受け取った養育費を所得として算入 |

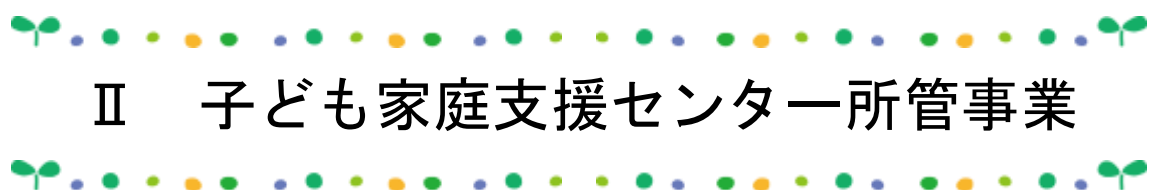
第8 児童相談所開設準備

平成 28 年 5 月に改正児童福祉法が成立し、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。このことから、区は改正児童福祉法の理念に則り、区民にもっとも身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うため、児童相談所の設置を目指しています。

平成 30 年 3 月には、区としての児童相談所のあり方を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、整備に向けた様々な条件を整理することを目的に、「大田区児童相談所基本構想・基本計画」を策定しました。

今後、この基本構想・基本計画に基づき、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の整備に向け、人材の確保・育成及び施設整備等の準備を進めます。

年 度	主な取組み
平成 29	<ul style="list-style-type: none"> ○基本構想・基本計画策定 ○東京都児童相談所への派遣研修 ○人材の確保・育成 ○国・都・他区等との調整
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ○建設候補地の公表 ○児童相談所移管推進本部アドバイザー会議の設置 ○児童相談所及び一時保護所への派遣研修拡大（横浜市・川崎市）
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計 ○児童相談所及び一時保護所への派遣研修拡大（神奈川県・世田谷区） ○派遣研修の職種を心理職及び事務職にも拡大
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計、地盤調査及び土壌調査等による施設整備の推進 ○児童相談所及び一時保護所への派遣職員数の拡大による人材育成の充実 ○子ども家庭支援センターにおける児童虐待対策のさらなる強化



Ⅱ 子ども家庭支援センター所管事業

第 1 子ども家庭支援センター（キッズな）

大田区子ども家庭支援センターは、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行い、子どもの健全育成を図ることを目的としています。

子ども家庭支援センターに設置の「キッズな」の由来は、「子ども」を意味する「キッズ」と「絆（きずな）」を掛け合わせたものです。平成 19 年 8 月に区民公募で寄せられた 176 点の候補の中から、「子ども家庭支援センターが家庭や地域の絆、心の架け橋となるような施設でありますように」という思いを込めて選定されました。

1 子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）

子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じています。離乳食のことやミルクの飲ませ方などの育児全般、学校、友達関係、生活習慣などについて子ども家庭相談員が相談をお受けします。

問題解決のために、相談内容に応じた適切なサービスを、児童相談所・福祉・保健・教育などの関係機関と連携しながら提供します。子どもからの相談も受け付けています。（来所または電話、匿名も可）

◎相談受付時間

大 森 月～金 午前 9 時～午後 6 時 土曜 午前 9 時 30 分～午後 6 時

洗足池・蒲田・六郷 月～土 午前 10 時～午後 6 時

◎対象 区内在住の 0 歳から 18 歳未満の子ども及びその保護者

相談件数（大森・洗足池・蒲田・六郷含む）

(件)

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
	被虐	その他						
平成 28	776	578	49	12	4	208	928	2,555
平成 29	952	635	29	9	5	221	985	2,836
平成 30	1,007	862	37	16	13	355	897	3,187
令和元	1,065	717	13	15	24	351	1,344	3,529

2 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）

大田区にお住まいの0歳から3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。親子での交流や情報交換もできます。子育てひろばの職員は、ひろばを利用する保護者の育児不安や孤立感に寄り添いながら、虐待に向かうことがないよう子育ての相談、情報提供、助言、援助を行っています。

◎開設時間

大森・洗足池・蒲田 月～金 午前10時～午後5時

六郷 月～土 午前10時～午後5時

◎対象 区内在住の0歳から3歳（4歳誕生日前日）までの子どもとその保護者

利用者数および相談件数

年度	利用者数			相談件数
	子ども	大人	合計	件数
平成28	40,498人	38,680人	79,178人	7,118件
平成29	38,227人	36,580人	74,807人	8,201件
平成30	36,774人	34,368人	71,142人	8,805件
令和元	29,678人	28,400人	58,078人	9,094件

※相談内容：健康、家庭・生活環境、発育発達、養育不安、基本的な生活習慣、教育・しつけ、各種 問い合わせ等

開催事業実績

番号	事業名	対象	開催回数
1	初めてのパパママ子育て教室	ベビーマッサージ：7か月までの子どもと父母	13回 (1施設×4回) (3施設×3回)
		親子ふれあい遊び：1歳までの子どもと父母	
		事故予防講習：1歳6か月までの子どもと父母	
2	育児相談（保健師相談 歯科衛生士相談 栄養士相談）	0歳から3歳（4歳誕生日前日）までの子どもとその保護者	29回
3	手洗い講習会		4回
4	卒乳講習		8回
5	親子遊び		16回
6	ベビーマッサージ		おおむね7か月くらいまでの子どもとその保護者

3 ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児の手伝いをしたい方（提供会員）を結ぶ会員制の育児支援ネットワークです。（有料）

ファミリー・サポート事務局が、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動をバックアップし、双方の要望を調整します。

入会にあたり、利用会員は説明会に参加し、提供会員は養成講座を受講し、会員登録をする必要があります。

◎対象 4か月からおおむね12歳までの子ども（保護者が区内在住か在勤）

◎活動内容 ・保育園の送迎及び預かり ・学校の放課後、学童保育終了後の預かり
・買い物、通院などの外出時の預かり

※預かりは提供会員宅での預かりになります。

◎援助活動依頼の電話受付時間 月～土 午前9時～午後6時

◎利用料金 月曜から金曜の午前9時から午後5時 1時間 800円

上記以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始 1時間 900円

※子どもを2人以上預ける場合は、2人目から半額になります。

会員登録状況

年度	提供会員数	利用会員数	計	両方会員数	援助活動件数
平成28	707人	3,158人	3,865人	66人	12,674件
平成29	708人	3,303人	4,011人	65人	12,766件
平成30	725人	3,451人	4,176人	73人	13,193件
令和元	703人	3,548人	4,251人	69人	12,550件

（注）両方会員とは提供会員と利用会員の両方に登録がある会員で、各会員数の内数です。

提供会員養成講座実績

年度	開催回数	修了者数
平成28	4回	96人
平成29	4回	100人
平成30	4回	96人
令和元	4回	69人

4 一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）

キッズな大森内の「キッズなルーム大森」、キッズな六郷内の「キッズなルーム六郷」、社会福祉センターを活用した「保育室サン御園」の3か所で、保護者の用事やリフレッシュなど理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業、及び就労などの理由で1日あたり4時間以上かつ複数月保育が必要な方に定期利用保育事業を実施しています。（有料）

◎対象 一時預かり 区内在住の5か月から就学前の乳幼児

定期利用保育 区内在住の1・2歳

◎実施場所 子ども家庭支援センター大森 一時保育室「キッズなルーム大森」

子ども家庭支援センター六郷 一時保育室「キッズなルーム六郷」

社会福祉センター1階 保育室サン御園

◎利用料金 一時預かり 1時間 900円

定期利用保育 1か月 35,000円

一時預かり事業利用実績

(人)

年度	キッズなルーム 大森	キッズなルーム 六郷	保育室 サン御園	合計
平成28	3,388	1,411	3,311	8,110
平成29	3,360	1,447	3,358	8,165
平成30	3,415	1,391	3,305	8,111
令和元	2,968	1,355	3,243	7,566

定期利用保育利用実績

(人)

年度	キッズなルーム大森	キッズなルーム 六郷	保育室 サン御園	合計
平成28	1,298	1,204	1,229	3,731
平成29	1,273	1,221	1,190	3,684
平成30	1,002	950	1,095	3,047
令和元	983	971	1,064	3,018

5 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）

保護者の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張等の理由で、児童の養育が一時的に困難を生じた場合に、児童福祉施設において一時的に、養育を行っています。（有料）

ショートステイ 保護者が疾病、育児不安等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設に一時的に宿泊しながら、養育・保護することにより、これらの児童と家庭の福祉の向上を図ります。

トワイライトステイ 保護者の帰宅が仕事等の事由によって夜間にわたるため、育児に困難を生じている場合に、その児童を施設に通所させ、夕食の提供、児童の養育・指導を行うことにより、当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

休日デイサービス 保護者が仕事等の事由により日曜・祝日に児童の養育に困難を生じた場合、児童の養育を行うことにより当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

◎対象 2歳から15歳（中学生）まで

◎実施場所 区立ひまわり苑・区立コスモス苑

◎利用時間及び利用料

ショートステイ 24時間（入退所時間は8時から20時の間）1泊2日 6,800円

トワイライトステイ 17時から22時まで 1日 1,400円

休日デイサービス 8時から17時まで 1日 2,000円

※生活保護・住民税非課税世帯には減免制度があります。

◎利用要件 保護者の傷病、育児不安、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の公的行事への参加、求職活動、災害等。

利用実績

(人)

年度	ショートステイ	トワイライトステイ	送迎サービス	休日デイサービス
平成 28	447	358	587	285
平成 29	806	746	1,194	326
平成 30	580	1,391	1,272	482
令和元	819	1,267	1,395	530

6 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

養育が適切に行われ児童虐待を未然に防止することを目的として、保健師が乳児の家庭を訪問する「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、支援を要する出生から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭に訪問支援を行います。

研修を受けた民生委員等の地域の支援員が養育に関する沐浴や授乳の補助、通院・健診同行や簡易な育児相談を行います。なお、平成27年度からは、支援内容に「赤ちゃんのためのお出かけ同行」を加えるとともに、利用期間を4か月健診受診日までに延長し、事業の充実を図っています。

◎対象 0歳から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭

◎利用料 無料

利用実績

年度	利用者数	延べ回数	延べ利用時間
平成28	121人	140回	272時間
平成29	130人	154回	351時間
平成30	108人	137回	308時間
令和元	93人	120回	272時間

7 子育て応援コーナー等（地域子育てネットワーク活動）

子ども家庭支援センターでは地域のボランティアなどと連携を図り、地域の子育てネットワークづくりを進めていくことや子育てに関する情報を提供し、保護者の育児不安や悩みなどを解消することを目的に「子育て応援コーナー運営委員会」を設置し、共に支えあう地域をつくるために講習会や交流会等を実施しています。

ア 親子で遊ぼう

◎対象 おおむね1歳から3歳未満の子どもと保護者

実績

開催日	会場	参加者数
5月14日（火）	雪谷文化センター体育室	34人
6月4日（火）	羽田文化センター体育室	28人
8月6日（火）	萩中集会所体育室	26人
9月6日（金）	大田文化の森多目的室	60人
10月8日（火）	嶺町文化センター体育室	57人
11月1日（金）	大森スポーツセンター	57人
12月9日（月）	大田体育館サブアリーナ（100回記念）	80人

開催日	会 場	参加者数
1月21日(火)	エセナおおた多目的ホール	59人
2月22日(木)	六郷地域力推進センター	中止

イ 子育て講座

内容等及び実績

No	テーマ	開催日、会場	対 象	参加者数
1	子育ての困りごと・解決します 講師：佐藤佳代子氏	5月27日(月) アプリコ小ホール	1歳～就学前の子どもの保護者及び子育て支援者	11人
2	離乳食の作り方 講師：串田栄養士	7月18日(火) エセナおおた調理室	9～11か月の乳幼児の保護者	9人
3	パパ・ママが元気になる 子育てのこつ 講師：富田久枝氏	9月27日(金) 入新井集会室	1歳～小3の子どもの保護者及び子育て支援者	25人
4	自己肯定感を育てる 講師：佐口絹英氏	11月21日(木) アプリコ小ホール	1歳～就学前の子どもの保護者及び子育て支援者	44人
5	お母さんの心が軽くなる 子どもとの接し方 講師：柴田愛子氏	2月4日(火) アプリコ小ホール	1歳～就学前の子どもの保護者及び子育て支援者	32人

ウ 地域交流事業

◎ボランティア会議開催 年1回(6月)

エ 広報誌「キッズな」発行

◎発行日及び号数

5月15日(水)59号発行 9月15日(日)60号発行 1月15日(水)61号発行

◎発行部数

各号3,000部発行

オ 子育てサロン「キッズな」

◎対象 乳幼児と保護者

◎会場：キッズな大森「子育て応援コーナー」

内容等及び実績

	内容	開催日	実績
1	サロン(読み聞かせ・手遊び紙芝居)	第1木曜日 (14時～15時)	70組 172人
2	お茶会	第2、4金曜日 (10時30分～11時30分)	341組 844人
3	手作り会	第2月曜日 (10時30分～11時30分)	82組 180人
4	ベビーカーメンテナンス	第3木曜日 (14時～15時)	140組 294人

8 児童虐待対策（虐待相談）

子ども家庭支援センターは、児童虐待の一義的通告先です。通告の内容によって、情報収集を行い、緊急度や困難度を判断します。虐待通告があった場合、48 時間以内に子どもの現認を行い、安全確保に努めます。調査の結果、専門性の高い案件については児童相談所の支援を要請しますが、その他の案件については、関係機関と連携しながら、支援を行っていきます。対象は、区内在住の0歳から18歳未満の子ども及びその保護者です。

虐待相談への対応件数

(件)

年度	虐待件数	虐待種別			
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
平成 28	776 (※471)	230	7	401	138
平成 29	952 (※639)	230	7	510	205
平成 30	1,007 (※641)	255	12	538	202
令和元	1,065 (※233)	257	6	547	255

(※カッコ内)の数は、児童相談所からの情報提供があった件数

9 養護相談実績

児童虐待以外の家庭環境問題等を有する養育困難な家庭を対象に重篤化未然防止のための相談支援を行います。

相談実績

(件)

年 度	事業実績
平成 28	※578
平成 29	※635
平成 30	※862
令和元	※717

※居住実態が把握できない児童の調査及び警察照会案件が含まれています。

10 虐待防止支援訪問実績

福祉・保健・学校等の関係機関と連携しながら、不適切な親の養育態度などの生活環境に問題がある家庭や極度の養育不安などの精神・心理的問題を抱えている家庭及び乳幼児健診未受診など、子どもの健全な成長が懸念される家庭に対して児童虐待の予防的支援を行います。

年 度	事業実績
平成 28	1,309
平成 29	1,602
平成 30	2,441
令和元	3,238

1.1 養育支援家庭訪問（養育支援訪問事業）

地域健康課の保健師と連携し、特に保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅等において、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い児童虐待を未然に防止します（出産前で特に支援が必要と認められる妊婦を含む。）。

年 度	事業実績
平成 28	24
平成 29	25
平成 30	28
令和元	28

12 児童虐待防止ネットワーク

平成16年度から大田区要保護児童対策地域協議会の事務局を担い、児童虐待防止ネットワークの中核としての役割を果たしています。他機関と連携しながら虐待防止支援訪問を行うとともに、児童相談所と連携しながら見守りサポートを行い、虐待情報を管理し、要保護家庭等を支援しています。また、平成30年度から地域の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、早期に必要な支援につなげる取組等を行っています。

大田区要保護児童対策地域協議会 開催実績 (回)

年度	代表者会議	実務者会議		
		地域別会議	分野別会議	CFS会議
平成28	2	4	4	
平成29	2	4	4	12
平成30	2	4	4	12
令和元	2	4	4	12

個別ケース検討会議開催実績 (世帯)

年度	事業実績
平成28	147
平成29	180
平成30	168
令和元	237

巡回支援事業

関係機関	平成30		令和元	
	延べ訪問回数	支援対象家庭数	延べ訪問回数	支援対象家庭数
認可保育園	47回	0世帯	50回	13世帯
幼稚園	36回	17世帯	8回	1世帯
公立小学校	29回	13世帯	64回	8世帯
公立中学校	13回	0世帯	16回	2世帯
その他	36回	0世帯	60回	0世帯
合計	161回	30世帯	198回	24世帯

13 児童虐待防止に関する啓発事業

「体罰によらない子育て」を推進するため、研修や啓発活動に取り組んでいます。

ア 職員向け研修の実施

職員や保護者に向けて啓発を行うため、ポジティブ・ディシプリン（叩かない、怒鳴らない前向きな子育て）認定ファシリテーターを講師に迎え、区立児童館長・区立保育園長・放課後ひろば施設長を対象に研修を実施しました。

テーマ：「体罰は百害あって一利なしって、本当ですか？～親子が笑顔で過ごせるために～」

（・たたかない、怒鳴らない前向きな子育てについて ・怒る親への対応について）

講師：落合香代子氏

ポジティブ・ディシプリン（叩かない、怒鳴らない前向きな子育て）認定ファシリテーター・SANE性暴力被害者支援看護師・子育て相談員

日程：9月4日・24日、10月11日

イ 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等のリーフレットによる啓発

◎ 区立・私立・小規模保育園長会、児童館長会、幼稚園長会での配付と説明

◎ 行事での配布

行事名	開催日	場所
わいわいフェスタ	6月9日(日)	子ども家庭支援センター他
オレンジリボンたすきリレー	10月27日(日)	大森スポーツセンター
オレンジリボンファミリーカップ	12月15日(日)	新宿小学校校庭
フォスター展	1月9日(木)から14日(火)	本庁舎1階
里親啓発事業駅頭宣伝	11月15日(金)	蒲田駅頭
養育家庭体験発表会	12月7日(土)	消費者生活センター

ウ 巡回支援事業による啓発

対象：新規開設の認可保育園23園、幼稚園48園、要保護児童が在籍しない小・中学校

エ 保育園・幼稚園・児童館の保護者向けプリント「体罰によらない子育ての実践」の作成

オ オレンジリボンたすきリレーキャンペーン親子応援イベントの開催

東京都の児童相談所も参加する児童虐待防止オレンジリボンたすきリレーを区としても応援するため、区内在住の3歳以下の乳幼児と保護者を対象に親子イベントを開催し、児童虐待防止を広報啓発しています。

参加者数実績 (人)

年 度	事業実績
平成 28	128
平成 29	123
平成 30	123
令和元	104

カ 大田区オレンジリボン・ファミリーカップ

児童虐待防止について広く区民に啓発を行うため、区内で活動する12歳以下のサッカーチームを対象に、プロスポーツ選手の協力等を得て区民の関心の高いフットサル大会を開催し、普及啓発を行っています。

参加者数実績 (人)


年 度	事業実績
平成 30	299
令和元	353

1.4 養育家庭（ほっとファミリー）体験発表

社会的養護には、より家庭に近い環境で子どもを育てる家庭的養護と、児童養護施設などの施設養護とがあり、家庭的養護の代表的なものが養育家庭制度です。養子縁組を目的とせずに、いろいろな事情で家庭で暮らすことができない子どもを一定期間養育していただく家庭を養育家庭（ほっとファミリー）と呼びます。養育家庭制度を広く区民に周知するとともに、養育家庭の新規開拓を目的として、品川児童相談所と共催により子どもの養育を行った家庭の保護者と、養育家庭で育ち成人した方から体験を語っていただく発表会を開催しています。

参加者数実績 (人)

年 度	事業実績
平成 28	53
平成 29	53
平成 30	113
令和元	97



Ⅲ 保育サービス課所管事業

第 1 相談事業

1 子育て相談

(1) 育児応援事業（育児応援券の配布）

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。

- ◎対象者 妊娠期 妊婦・当該胎児の保護者 1 名まで
育児期 出生から満 3 歳になった後の最初の 2 月末日までの児童・保護者 2 名まで
- ◎利用時期 妊娠期 育児応援券取得から出産まで
育児期 出生から満 3 歳になった後の最初の 2 月末日まで
- ◎実施日 5 月から翌年の 2 月まで 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
- ◎実施場所 区立保育園全園および私立保育園（8 園）
- ◎利用時間 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分のうち希望する時間
- ◎利用定員 1 日あたり 1～2 組
- ◎利用方法 希望する保育園に、事前申込み
- ◎実施内容 妊娠期の過ごし方に関する相談、乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談、保育の観察・参加、試食の提供（離乳食対応は 0 歳児園のみ）

利用実績

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件 数	239 組	234 組	340 組	433 組

※平成 28 年度から事業開始

(2) 子育てひろば事業

(ア) 区立保育園内子育てひろば

区立保育園内に設けられた子育てひろばで、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園内にある特性を生かして保育園入所のための相談支援等を行います。

- ◎実施場所 子育てひろば羽田（羽田保育園内）、子育てひろば仲六郷（仲六郷保育園内）
- ◎利用者 登録制（0 歳から 3 歳までの子どもとその保護者）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）・10 時から 16 時まで
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談及び保育所の入園相談

利用実績

年 度	平成 30	令和元
件 数	1,201 組 (登録 275 人)	3,851 組 (登録 446 人)

※平成 30 年度から事業開始 (11 月開設)

(イ) 民間保育所内子育てひろば

民間保育所内に設けられた子育てひろばで、区立保育園と同様に、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行います。

- ◎実施場所 蒲田保育専門学校ふぞく糀谷駅前保育園子育てひろば、このえ鶴の木保育園子育てひろば
- ◎利 用 者 0歳から3歳までの子どもとその保護者(このえ鶴の木保育園は0歳から5歳まで)
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)・10時から16時まで(このえ鶴の木保育園は9時から14時まで)
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談

利用実績

年 度	平成 29	平成 30	令和元
件 数	401 組 (延べ)	1,757 組 (延べ)	3,727 組 (延べ)

※平成 29 年度から事業開始

2 保育サービスアドバイザー

保育士経験の豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に認可保育園等の保育施設や保育サービスの情報提供を行い、各家庭のニーズに添った施設選びのお手伝いをします。

また、区立保育園で実施している「育児応援事業」「園庭開放」「子育て相談」等の子育て支援に関する情報提供も行っています。

相談受付場所	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
本庁窓口	4,978 件	5,790 件	6,071 件	6,846 件
出張相談	458 件	579 件	720 件	822 件
電 話	1,097 件	1,708 件	1,985 件	2,141 件
合 計	6,533 件	8,077 件	8,776 件	9,809 件

年間相談件数

- * 平成 29 年度から夜間相談、平成 30 年度より商業施設での出張相談を実施
それぞれ本庁窓口、出張相談件数に含む

相談内容（複数該当有）

相談内容	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
認可保育園の事務手続き	2,491 件	3,056 件	3,354 件	3,954 件
認可保育園について	3,129 件	3,352 件	3,934 件	6,169 件
認可外保育園について	2,163 件	2,405 件	2,903 件	3,006 件
一時預り	2,405 件	715 件	815 件	618 件
子育て情報	335 件	396 件	426 件	256 件
幼稚園について	373 件	430 件	524 件	352 件
育児相談	333 件	387 件	379 件	434 件
その他 (緊急一時保育・在園児からの相談等)	2,099 件	2,688 件	3,176 件	2,796 件
合 計	13,328 件	13,429 件	15,511 件	17,585 件

出張相談の実績

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回 数	36 回	46 回	80 回	79 回

第2 保育施設

1 認可保育所

認可保育所は、保護者が就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児を保育することを目的とし、国が定めた面積や保育士等の職員数、設備等の設置基準を満たし、都により認可された児童福祉法に基づく施設です。

区私立別の認可保育園数と定員の概要

各年度4月1日現在

最低入所年齢別区分	年度	区立		私立		計		
		園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	
0歳児以上園	産休明 生後43日	平成30	—	—	7	548	7	548
		令和元	—	—	7	548	7	548
		令和2	—	—	7	545	7	545
	産休明 生後57日	平成30	24	2,960	40	3,392	64	6,352
		令和元	23	2,838	58	4,533	81	7,371
		令和2	23	2,838	70	5,269	93	8,107
	月齢3か月以上	平成30	—	—	4	286	4	286
		令和元	—	—	5	358	5	358
		令和2	—	—	5	356	5	356
	月齢4か月以上	平成30	3	360	2	249	5	609
		令和元	3	360	2	249	5	609
		令和2	3	360	2	249	5	609
	月齢8か月以上	平成30	2	262	3	319	5	581
		令和元	1	139	4	439	5	578
		令和2	1	139	4	437	5	576
小計	平成30	29	3,582	56	4,794	85	8,376	
	令和元	27	3,337	76	6,127	103	9,464	
	令和2	27	3,337	88	6,856	115	10,193	
1歳児以上園	平成30	14	1,533	38	2,673	52	4,206	
	令和元	14	1,584	45	3,212	59	4,796	
	令和2	12	1,330	49	3,636	61	4,966	
合計	平成30	43	5,115	95	7,499	138	12,614	
	令和元	41	4,921	121	9,339	162	14,260	
	令和2	39	4,667	137	10,492	176	15,159	

◎開園時間と保育時間

開園時間は一日のうち 11 時間とされており、区立保育園は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までです。また、私立保育園は園により異なります。

保育時間は、開園時間の中で一日につき 8 時間が原則と定められていますが、保育の必要性の認定において、保育必要量区分が保育標準時間で認定を受けた児童は、保護者の就労状況や家族の状況等により、8 時間を超えて保育を行う場合があります。また、保育短時間認定を受けた児童の保育時間は、原則的な保育時間の中の最大 8 時間までとなっています。

◎幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から市区町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用料を給付する制度です。

種別	対象世帯			無償化の対象施設
	年齢	対象	金額	
認可保育所	3～5歳	全世帯	無償化	保育所 地域型保育 (小規模保育所・事業所内保育所)
	0～2歳	住民税 非課税世帯	無償化	
認可外 保育施設等	3～5歳	全世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 37,000円	認証保育所 ベビーホテル、 ベビーシッター 認可外の事業所内保育施設 児童福祉法に規定する一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
	0～2歳	住民税 非課税世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 42,000円	
	<p>○ 認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県に届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要である。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられる。</p> <p>○ 複数の認可外保育施設を組み合わせる場合も、上限額の範囲内で無償化の対象となる。</p> <p>○ 認可保育所・地域型保育(小規模保育所・事業所内保育所)・企業主導型保育の利用者は、認可外保育施設を利用しても無償化の対象外である。</p>			

2 地域型保育事業

地域型保育事業は、平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度に基づく事業で、区内には小規模保育所と事業所内保育所があります。小規模保育所は、区が施設や職員の基準を定めて認可した、定員 19 名までの保育所です。事業所内保育所は、事業所の従業員の子どものほか、利用定員の一定の枠内で地域にも開放されています。

対象年齢は区内在住の 1、2 歳児で、区が申し込みを受け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

※保護者と施設（事業者）との直接契約となります。

※施設類型は基準職員数内の保育士の割合により分類されます。（A型 10 割・B型 6 割以上）

◎施設名

[小規模保育所]

令和 2 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	開設年月日	定員(人)
1	池上らるスマート保育所	B	池上 6-10-12	(6410)3611	H25. 11. 22	19
2	小鳩スマート保育所上池台	B	上池台 5-19-14	(6425)8590	H25. 11. 25	19
3	久が原らるスマート保育所	B	千鳥 1-24-3	(6715)2361	H25. 12. 1	17
4	しおどめ保育園京急蒲田駅前	A	南蒲田 1-1-17 エスタビル 2 階	(6892)3030	H26. 6. 1	18
5	蒲田保育専門学校ふぞく保育室	A	本羽田 1-4-1	(3742)8410	H26. 9. 1	19
6	えがおの森保育園かみいけだい	A	上池台 1-20-20	(6425)9611	H26. 10. 1	19
7	小鳩スマート保育所大森	B	山王 3-1-7 大森西勘ビル 1 階	(6429)9357	H26. 10. 1	19
8	チャレンジキッズ雪谷大塚園	B	雪谷大塚町 13-19 パークイトスペース 田園調布 1 階	(3727)6422	H26. 11. 1	14
9	キッズガーデン馬込駅前	A	中馬込 2-26-4	(6429)7515	H27. 4. 1	19
10	保育ルーム Ohana 大森西園	B	大森西 3-29-1	(6404)9355	H27. 7. 1	19
11	こどもヶ丘保育園雑色園	B	仲六郷 2-32-5	(6428)6011	H27. 10. 1	19
12	このえ雑色小規模保育園	A	南六郷 2-7-20	(6424)7028	H28. 4. 1	19
13	チャレンジキッズ長原園	A	上池台 1-7-7	(6421)9311	H28. 4. 1	19
14	こどもヶ丘保育園東矢口園	B	東矢口 3-11-27	(6715)8512	H28. 4. 1	19

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	開設年月日	定員(人)
15	キャリー保育園田園調布	A	田園調布 2-45-9	(6715)6152	H28. 4. 1	19
16	ディルーカ保育園新蒲田園	B	新蒲田 1-5-1	(6428)7645	H28. 4. 1	19
17	キッズラボ西馬込小規模保育園	A	西馬込 2-35-3	(3772)7037	H28. 4. 1	17
18	保育ルーム Ohana 梅屋敷駅前園	A	大森西 6-15-10	(6423)0667	H28. 4. 1	19
19	小鳩スマート保育所北馬込	B	北馬込 2-1-1	(6809)9670	H28. 4. 1	19
20	Baby Pearl Nursery	A	西糞谷 2-24-7	(6423)8228	H29. 4. 1	19
21	ぼれぼれ保育園西蒲田	A	西蒲田 7-22-10 藤和シイコープ 西蒲田Ⅲ 1階	(6326)4523	H29. 4. 1	19
22	このえ石川台小規模保育園	A	東雪谷 2-11-7 カレカ石川台 1階	(6421)8671	H29. 4. 1	12
23	こどもヶ丘保育園平和島園	B	大森本町 2-6-16 オファイトビル 1階	(6423)1716	H29. 4. 1	19
24	蒲田らびっと保育園	A	蒲田 4-40-10 グレイス I 1階	(6424)5287	H30. 4. 1	19
25	MIRATZ 大鳥居保育園	A	萩中 3-8-8-101 ハインストリ	(6423)8614	H30. 4. 1	18
合 計						457

[事業所内保育所]

令和2年4月1日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	開設年月日	定員(人)
1	てくてく保育園	A	石川町 1-1-18 東京工業大学国際 交流会館本館内 1階	(3728)5370	H29. 4. 1	6 (11)
2	ヤクルト新蒲田保育園	B	新蒲田 3-15-1 シャトルグランデアキスト 1階	(3738)0157	H29. 4. 1	5 (19)
3	ヤクルト西馬込保育園	B	西馬込 1-20-3 ヒラリス西馬込 1階	(5742)6239	H30. 4. 1	5 (19)
合 計						16 (49)

定員は地域枠定員。()内は従業員枠を含めた総定員

※No.1 のてくてく保育園の対象年齢は0～2歳児

施設数と定員の推移

各年度4月1日現在

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
施設数	27	29	28	28
定員(人)	473	390	480	473

3 東京都認証保育所

認証保育所は、低年齢児（0～2歳）保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。大田区では入所している児童に適切な保育ができるよう、運営費及び開設準備経費の助成を行っています。

利用にあたっては、施設と保護者との直接契約となり、保育料は各認証保育所により異なります。

(1) 施設名

令和2年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	開設年月日	定員(人)
1	山崎こじか園	西糀谷 1-31-1	(3731)5091	H13.10.1	70
2	チャイルドケアセンター青い鳥	山王 2-1-6	(5718)5336	H13.10.1	60
3	ピノキオ幼児舎下丸子園	下丸子 2-1-1	(5741)1900	H14.7.1	27
4	蒲田プチ・クレイシュ	蒲田 5-20-10	(5711)5977	H14.9.1	40
5	パレット保育園・大岡山	北千束 3-1-1	(5754)1149	H15.1.1	50
6	ピノキオ幼児舎久が原園	久が原 3-37-5	(5747)2555	H15.2.1	26
7	まごめ共同保育所	西馬込 1-18-13	(3771)1969	H15.6.1	35
8	アスクおんたけ保育園	北嶺町 34-6	(5754)0861	H15.8.1	24
9	むさし新田駅前保育園	矢口 1-19-5	(3758)1021	H15.10.1	30
10	池上プチ・クレイシュ	池上 6-1-7	(3753)2288	H16.5.1	40
11	ポピンスナースクール下丸子	下丸子 4-21-13	(5741)2100	H17.4.1	40
12	ゆらりん大森プロステイ保育園	大森北 2-13-31	(3762)1488	H17.6.1	21
13	はなぞの保育室	西蒲田 7-12-10	(3736)1187	H17.9.1	30
14	マミーズエンジェル大森保育園	大森北 1-31-5	(3763)8787	H17.11.1	40
15	ナースールーム バリーベア久が原	久が原 3-36-13	(5748)7171	H18.3.1	22
16	きらきら保育園	千鳥 2-3-20	(3750)6395	H18.4.1	25
17	ナースールーム バリーベア蒲田	蒲田 4-46-2	(5713)0622	H19.3.1	40
18	羽田空港アンジュ保育園	羽田空港 3-3-2	(5756)7311	H19.4.1	50
19	羽田空港第2アンジュ保育園	羽田空港 3-3-2	(5756)7311	H29.4.1	70
20	アスク雪谷大塚保育園	南雪谷 2-12-10	(5754)3167	H19.9.1	35
21	マミーズエンジェル上池台保育園	上池台 2-15-1	(3726)7288	H20.8.1	33
22	ポピンスナースクール多摩川	下丸子 3-29-14	(5741)2181	H21.1.1	48
23	コロラボインターナショナル田園調布	田園調布本町 29-2	(3721)8391	H21.6.1	60
24	青い保育園	山王 4-1-16	(3777)1946	H21.6.1	27
25	マミーズエンジェル池上保育園	池上 3-32-17	(3752)8877	H22.4.1	37

No.	名 称	所 在 地	電 話	開設年月日	定員(人)
26	マミズエンジェル上池台第二保育園	上池台 5-16-6	(3728)8808	H22. 4. 1	29
27	アスク下丸子保育園	千鳥 3-25-10	(5741)1041	H22. 4. 1	30
28	保育ルーム フェリチェ大田馬込園	中馬込 2-23-7	(3778)9800	H22. 4. 1	34
29	モニカ矢口渡	多摩川 1-20-10	(6459)8800	H23. 1. 1	30
30	ココファン・ナーサリー馬込	中馬込 2-8-1	(5709)7165	H24. 4. 1	31
31	子供の部屋保育園	中央 5-10-16	(3753)5679	H25. 4. 1	33
32	大森山王こども園	山王 2-3-13	(3774)6066	H25. 4. 1	36
33	石川台らる保育園	石川町 2-3-16	(6425)8211	H25. 4. 1	22
34	石川台駅前こども園	東雪谷 2-8-3	(5499)0122	H25. 9. 1	26
35	ホピンスナースクール羽田	羽田旭町 11-1	(5735)2177	H25.10. 1	40
36	明日葉保育園雪谷園	東雪谷 2-17-2	(3720)6710	H25.12. 1	30
37	こどもみらい東雪谷	東雪谷 2-20-10	(6425)6714	H27. 4. 1	21
38	ここわ保育園	北千束 1-1-6	(6459)5933	H27. 4. 1	30
39	すみれナーサリー	北馬込 2-50-1	(5746)3457	H27. 4. 1	20
40	ローリスナーサリー大森	大森北 1-26-17	(5763)5200	H27. 4. 1	37
41	チャレンジキッズ北千束園	北千束 2-7-1	(6451)3951	H28. 4. 1	20
42	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田 8-12-6	(3731)0635	H28. 4. 1	20
43	こどものこころ保育園	南六郷 1-12-9	(3735)0033	H30. 7. 1	40
44	アクト池上保育園	池上 7-5-4	(5748)5550	H31. 4. 1	28
45	CocoSmile 千鳥町園	千鳥 1-15-11	(5755)3811	H31. 4. 1	30
46	クオリスキッズくがはら第2保育園	南久が原 2-9-1	(6459)8352	R元. 9. 1	26
合 計					1,593

(2)施設数と定員の推移

各年度4月1日現在

年 度	施設数	定員(人)
平成 29	50	1,900
平成 30	48	1,842
令和元	47	1,740
令和 2	46	1,593

(3) 保護者負担軽減補助制度

認可外保育施設等に児童を預けている保護者に、保育料の補助を行います。
補助上限額は、保護者の住民税額等に応じた区分により決定します。

◎対象者

次の補助対象施設に児童を預けている、大田区に住民登録のある保護者
(保育施設と月 120 時間以上の月ぎめの利用契約を結んでいる方)

◎補助対象施設

東京都認証保育所、認可外保育施設、企業主導型保育施設
(認可外保育施設、企業主導型保育施設は、都道府県等が発行する「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る)

◎補助金額

施設等利用給付（無償化）の認定を受けている方

クラス	補助上限額	内訳（参考）	
		施設等利用給付分	補助金分
0-2 歳児	67,000 円	42,000 円	25,000 円
3-5 歳児	57,000 円	37,000 円	20,000 円

施設等利用給付（無償化）の認定を受けていない方

クラス	課税額区分	補助上限月額		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
0-2 歳児	①・②	40,000 円	41,000 円	67,000 円
	③	32,000 円		
	④	25,000 円		
	⑤	13,000 円		
	⑥	—		

クラス	課税額区分	補助上限月額		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
3-5 歳児	①・②	40,000 円	40,000 円	57,000 円
	③	32,000 円	35,000 円	
	④	25,000 円		
	⑤	13,000 円		
	⑥	—		

※課税額区分は、次のとおりです。

(4 月分から 8 月分までは前年度分、9 月分から翌 3 月分までは現年度分)

- ①生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割課税額 128,000 円未満世帯
- ④区市町村民税所得割課税額 128,000 円以上 263,200 円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割課税額 263,200 円以上 500,000 円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割課税額 500,000 円以上世帯

4 定期利用保育

定期利用保育は、保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。

利用は1日8時間まで、月160時間を目安とし、複数月間の保育契約を要件とします。区が設置している定期利用保育室のほか、私立保育園等の多目的室等を活用して実施します。利用にあたっては施設と保護者との契約となり、保育料、受託年齢は各施設により異なります。

(1) 大田区定期利用保育室

令和2年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	開設年月日	定員(人)
1	たんぼぼ保育園	石川町2-9-3	(3726)1537	H25.4.1	13
2	しゅうこうかい保育園	南蒲田1-25-7 ハイツヒラヤマ1階	(3735)0777	H29.4.1	27
3	メリーポピンズ 南蒲田ルーム	南蒲田2-20-2 K・Sハイム1階	(6424)5678	H26.9.1	17
4	子供の部屋保育室※	西蒲田1-16-5	(3753)4359	H25.4.1	15
合 計					72

※子供の部屋保育室は、令和2年4月末日にて閉園となりました。

(2) その他、定期利用保育を実施する施設

令和2年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	実施年月日	定員(人)
5	美原	大森東1-28-2	(3761)1855	H27.4.1	4
6	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	(6423)1197	H28.4.1	5
7	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	(6429)9885	H29.4.1	6
8	キッズラボ 西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	(4500)1535	H31.4.1	4
9	小鳩ナーサリー スクール中馬込	中馬込2-2-18	(6303)8027	H31.4.1	12
10	ケンパ池上	池上4-25-9	(5747)4520	H25.4.1	4
11	クオリスキッズくがはら	東嶺町28-4	(5748)0303	H27.4.1	12
12	北嶺町第二	北嶺町28-7	(3748)8301	H27.4.1	3
13	さくらさくみらい 田園調布	田園調布1-27-5	(6457)9539	R2.4.1	4
14	クオリスキッズ 北千束保育園	北千束2-25-11	(6425)6095	H31.4.1	6
15	キッズラボ蓮沼園	東矢口3-5-6	(6424)5073	H31.4.1	6
16	ぽれぽれ保育園西蒲田	西蒲田7-22-10	(6326)4523	H26.9.1	12
17	おはよう保育園梅屋敷	蒲田2-26-1	(6428)6072	R2.4.1	6

18	保育室 サン御園	西蒲田 7-49-2	(6424)5088	H24. 6. 1	6
19	キッズな大森一時保育室	大森北 4-16-5	(5753)0805	H25. 4. 1	6
20	キッズな六郷一時保育室	仲六郷 2-44-11	(3733)1152	H26. 4. 1	6
合 計					102

上記 9、10 及び 18～20 の施設では、あわせて一時預かり事業も実施しています。

(3) 定期利用保育を実施する施設数と定員推移

各年度 4 月 1 日現在

年度	実施施設数			定員(人)
	専用施設数 (定期利用保育室)	その他 併用施設数	計	
平成 29	4	18	22	201
平成 30	4	23	27	265
令和元	4	20	24	214
令和 2	4	16	20	174

5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、保護者が就労または求職のため、昼間家庭で保育が困難な児童を保護者に代わって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした保育サービスです。利用は、家庭福祉員と保護者との直接契約が必要です。

区は申込者を仲介斡旋するほか、保育の質の向上のため家庭福祉員に保育に関する助言・指導を行っています。

◎対象 象 大田区内に住所を有する生後 43 日以上 2 歳未満の保育を必要とする健康な乳幼児

◎保育料 月額 20,000 円（その他雑費 3,000 円）

◎家庭福祉員の資格要件

原則として区内在住の 25～65 歳で、保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格がある保育経験を有する方または育児経験のある区長が認めた方。保育スペースは、自宅の 6 畳以上の部屋もしくは区が提供するグループ保育室。

家庭福祉員の人数及び施設数

区 分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
家庭福祉員（人）	49	50	46	41
施設数（か所）	33	34	32	27
うちグループ 保育室（か所）	7	8	8	8

利用実績

区 分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
利用児（人）	169	150	145	139
延利用月数（月）	1,527	1,496	1,311	1,137

第3 保育サービス

1 時間外保育

すべての区立保育園と 137 の私立保育園で、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育を実施しています。延長保育には、「月ぎめ延長保育」と 1 日単位の「スポット延長保育」の 2 種類があります。

延長保育は、保育料とは別に延長保育料がかかります。また、延長保育時間内に補食（おやつ）を提供します。

区立保育園の月ぎめ延長保育実施時間と定員

定員 (クラス別)	保育園名	延長保育時間	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園	1	20	—	3	4	13		
	山王	3	30	5	5	5	15		
	東蒲田、西蒲田	2	30	5	5	5	15		
	浜竹、雪谷、大森北	2	30	3	4	5	18		
	田園調布二丁目	2	25	3	4	5	13		
	中央八丁目	2	23	3	5	7	8	—	
	萩中	2	30	6	10	14	—		
	新蒲田	2	28	2	5	5	15		
	蒲田本町	2	31	2	5	6	18		

※受託対象児童は（区立直営保育園を除く）生後 57 日以上

区立保育園のスポット延長保育定員

定員 (クラス別、 一日単位)	保育園名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園	5	—	2	2	1		
	田園調布二丁目	6	3			3		
	山王、東蒲田、西蒲田、浜竹 雪谷、蒲田本町、大森北	5	2			3		
	中央八丁目	5	5				—	
	萩中	5	5			—		
	新蒲田	8	3			5		

延長保育実施園数の推移

各年度 4 月 1 日現在

区 分	平成 29		平成 30		令和元		令和 2	
	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)
区立保育園	45	927	43	957	41	917	39	877
私立保育園	70	1,400	93	1,860	119	2,380	137	2,740
計	115	2,397	136	2,817	160	3,297	176	3,297

2 緊急保育

緊急（一時）保育は、父母または児童を養育している近親者の死亡・病気・出産等により特に緊急に保育を要する児童を認可保育園等で適切に保護することによって、児童福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

（1）緊急一時保育

保護者が一時的に保育できないときに、区立保育園で受け入れます。

◎利用条件 大田区内に住所のある満1歳から小学校就学前の児童（ただし、民間委託園は生後57日から預かり可能）で、保護者の出産、疾病等で入院したとき、保護者が家族の看護や冠婚葬祭で育児に支障がある場合

◎利用期間 緊急事由が消滅するまで。ただし、翌月の末日までを限度

◎利用料 1日 1,400円

利用実績

年度	平成28	平成29	平成30	令和元
延利用児童数(人)	148	143	149	190

※ 上記以外に一部の私立保育園は、区の制度に準じ自主事業として実施しています。

（2）緊急保育

保護者が一時的に保育できないときに、認証保育所で受け入れます。

◎利用条件

大田区内に住所を有する生後6週間から小学校就学前までの健康な児童で、次の事情により昼間保育する人がいない方

①父母又はその児童を保育している近親者の死亡、失踪、離別、出産又は疾病等

②同居の家族の看護、葬儀または婚儀

③災害等により特に緊急に保育を要するとき

◎利用期間 3か月以内

◎利用料 月額 15,000円（他に給食代等の実費が必要です）

利用実績

年度	平成28	平成29	平成30	令和元
延利用日数	383	609	181	262

3 統合保育

区は、すべての児童が安心して生活できる保育環境の整備と障がいの特性に応じた関わりを大事にする「統合保育」を認可保育園全園で実施しています。

統合保育の実施にあたっては、臨床心理士・小児神経科医が、専門性を活かした保育園への助言や保護者からの育児相談にも応じることで、児童の望ましい発達を促しています。

また、平成 30 年度からは1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受入れを行っています。

保育の実績

各年度4月1日現在

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
区立保育園	87 人	93 人	92 人	97 人
私立保育園	79 人	88 人	113 人	136 人
合計	166 人	181 人	205 人	233 人

巡回相談事業（臨床心理士の巡回相談件数）

区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
区立保育園	88 回(128 件)	111 回(134 件)	123 回 (125 件)	111 回 (120 件)
私立保育園	64 回(78 回)	94 回(103 件)	93 回 (95 件)	86 回 (96 件)
合計	152 回(206 件)	205 回(237 件)	216 回 (220 件)	197 回 (216 件)

() は相談件数

小児神経科医の巡回相談件数

区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
区立保育園	10 回 (11 件)	9 回 (9 件)	6 回 (6 件)	6 回 (6 件)
私立保育園	7 回 (7 件)	2 回 (3 件)	4 回 (4 件)	3 回 (3 件)
合計	17 回 (18 件)	11 回 (12 件)	10 回 (10 件)	9 回 (9 件)

() は相談件数

医療的ケア児の受入れ状

区分	平成 30	令和元	令和 2
実施園	入新井保育園 仲池上保育園	入新井保育園 仲池上保育園 志茂田保育園	入新井保育園 仲池上保育園 志茂田保育園 羽田保育園
受入人数	各園 1 名 合計 2 名	各園 1 名 合計 3 名	各園 1 名 合計 4 名
対象ケア	たん吸引、経管栄養、導尿の 3 ケア		

4 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペースまたは医療機関と提携した保育室の専用スペースで預かることにより、安心して仕事ができるように支援することを目的としています。

◎実施施設

令和2年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	開設日	定員
1	病児保育ルーム アリエル	田園調布2-34-3-104	(3721)7676	H15. 7. 1	5
2	OCFC 病児保育室 うさぎのママ	多摩川1-6-16	(3758)0066	H15. 11. 1	10
3	キッズ メディカル ステーション	中央7-15-14-102	(3755)8827	H16. 8. 1	8
4	病後児保育室 ライオンのこどもべや	久が原3-36-13 2F	(5747)0750	H17. 12. 1	5
5	ろくごう病児保育室	仲六郷4-31-16	(5480)5088	H28. 4. 1	10
6	大森医師会病児保育室 ピッコロボスコ	中央4-31-14	(3772)2412	H30. 4. 1	7
7	OCFC 病児保育室 うさぎのママⅡ	多摩川1-26-28	(3758)0066	H30. 7. 1	20
8	病児保育室 ドリーミーキッズ	南馬込5-26-7	(6429)9815	R元. 5. 1	6
合 計					71

◎利用料	生活保護世帯、住民税非課税世帯	無 料
	区市町村民税均等割額のみ課税世帯	(1日) 1,500円
	その他の世帯	(1日) 2,500円

利用実績

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
利用人数	4,560	5,723	6,913	8,854

5 休日保育

区内の認可保育所・小規模保育所に在園している児童で、休日に保護者が就労のため、家庭で保育ができない場合に区立保育園で保育します。

◎実施園（2園ずつ3か月ごとの輪番制で実施）

4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
西蒲田保育園	中央八丁目保育園	雪谷保育園	山王保育園
萩中保育園	東蒲田保育園	新蒲田保育園	浜竹保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山王保育園	山王3-32-12	(3776)4154
2	西蒲田保育園	西蒲田3-13-12	(3751)3372
3	萩中保育園	萩中1-2-1	(3734)1805
4	東蒲田保育園	東蒲田2-32-15	(3731)4115
5	中央八丁目保育園	中央8-28-12	(3752)3651
6	浜竹保育園	西糞谷3-34-18	(3741)5300
7	雪谷保育園	東雪谷3-6-1	(3726)1583
8	新蒲田保育園	新蒲田3-29-14（仮設）	(3734)1020

◎利用日 日曜、祝日（12/29～1/3は除く）

◎利用時間 午前8時30分から午後5時30分まで

◎利用資格 ①区内の認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在園していること（食事・その他特別な配慮を要する児童を除く）。

②満1歳以上で離乳食（完了食）が終了していること。

（萩中保育園は1・2歳児のみ、中央八丁目保育園は1～3歳児のみ）

③保育希望日に、同居の保護者がすべて就労していること。

◎定員 各保育園10名

利用実績

年度	平成28	平成29	平成30	令和元
件数（件）	46	107	116	323

6 年末保育

区内の認可保育園・小規模保育所などに在園する児童で、12月29・30日の2日間、保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、区立保育園で保育します。

◎実施保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大森北保育園	大森北3-25-2	(3764)2060
2	池上第三保育園	池上5-15-22	(3755)6443
3	千鳥保育園	千鳥1-1-25	(3753)1001
4	田園調布二丁目保育園	田園調布2-17-2	(3722)5165
5	糝谷保育園	西糝谷2-14-18	(3744)9861
6	蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-1-101	(3739)2281

◎実施日 12月29日・30日

◎実施時間 午前7時30分から午後6時30分まで

◎利用料 1人1日 3,000円

◎利用条件 次のいずれかに該当する、保護者が年末に保育できない満4か月以上の未就児

①区内の保育所に在籍する児童

②区内在住の集団保育が可能な児童

年末保育利用実績

(単位：人)

年度	12月29日	12月30日	合計	実施保育園
平成28	95	54	149	大森北、池上第三、千鳥、 田園調布二丁目、糝谷、蒲田本町
平成29	73	35	108	
平成30	52	36	88	大森北、池上第三、 田園調布二丁目、糝谷、蒲田本町
令和元	27	40	67	

第4 地域子育て支援事業

1 保育園地域活動事業

区立保育園では地域の子育てを支援するため、園庭開放・各種イベント・中高生等の体験学習などを実施しています。

(1) 園庭開放

親子が気軽に立ち寄り遊べる場として、保育園の園庭を開放する「園庭開放」を実施しています。

- ◎利用条件 区内に住所のある就学前の乳幼児とその保護者（保護者同伴）
- ◎実施日時 4月を除く、実施園の指定する曜日及び時間
- ◎利用定員 原則として、1日に2～3組
- ◎利用方法 実施保育園に直接申込み
- ◎利用料 無料

実績

年度	平成28	平成29	平成30	令和元
園庭開放（組）	247	167	149	192

(2) その他の事業

- ア 地域交流 夏祭り・お店やさんごっこ・運動会等様々な保育園行事にお誘いし、保育園児と一緒に楽しいひと時を過ごします。
- イ 育児相談 児童館等区の施設において、看護師・栄養士・保育士が出向き、育児相談や講習会などを地域の方を対象に行います。また、各保育園でも育児相談を実施しています。
- ウ 体験学習等 中高生等の体験学習やボランティアの受入れを行っています。

実績

年度	平成28	平成29	平成30	令和元
地域交流（人）	11,511	11,631	11,583	9,274
育児相談（人）	290	383	702	636
体験学習等（人）	1,862	1,836	1,789	1,347

2 保育連携推進事業

区は、地域の保育水準の向上のため、区立直営園のうち18の園を拠点園と定め、「保育連携推進事業」として地域の保育施設及び家庭福祉員（保育ママ・グループ保育室）への支援及び連携・交流を図っています。

(1) 保育連携推進事業

ア 家庭福祉員（保育ママ）への訪問支援

大田区家庭福祉員として認定している保育ママについて、連携推進担当が各園数名の保育ママを定期的に訪問することで家庭的保育のサポートを行います。

イ 認証保育所等との交流保育

認証保育所、小規模保育所、定期利用保育施設など主に低年齢児を対象とした保育施設に連携推進担当が定期的に訪問し、保育内容の助言などの連携を行います。また、区立保育園の持つ資源（園庭やプールなどの遊びの環境）の提供など各施設のニーズにあった交流等を実施します。

ウ 区立保育園園庭及び遊戯室の利用

地域の保育施設に運動会にも利用できるよう、区立19園の園庭及び遊戯室の会場提供を実施します。

エ 私立認可保育所との交流保育

公開保育での職員交流、子どもたちの交流事業（年長児の就学に向けた交流）などを実施します。

オ 公開保育研修

拠点園における保育の見学と意見交換や講師による講評により、保育水準向上を図ります。

カ 地域保育施設会議開催

保育施設が集まり意見や情報の交換を行い、ネットワークを構築して連携を図ります。

◎18 拠点園

No.	地区	保育園名	No.	地区	保育園名
1	大森東	森が崎保育園	10	久が原	久が原保育園
2	大森西	大森東一丁目保育園	11	雪谷	仲池上保育園
3	入新井	大森西保育園	12	千束	千束保育園
4	馬込	馬込保育園	13	六郷	志茂田保育園
5	池上	池上第三保育園	14	矢口	下丸子保育園
6	新井宿	入新井保育園	15	蒲田西	矢口保育園
7	嶺町	田園調布保育園	16	蒲田東	本蒲田保育園
8	田園調布	わかば保育園	17	糀谷	糀谷保育園
9	鶉の木	千鳥保育園	18	羽田	羽田保育園

事業実績

【家庭福祉員（保育ママ）訪問支援】

年 度	担当保育ママ数	訪問回数	来園支援回数
平成28	50人	1,101回	312回
平成29	49人	1,068回	376回
平成30	45人	942回	344回
令和元	40人	792回	228回

【認証保育所・小規模保育所・事業所内保育所・定期利用保育室との交流保育】

年 度	対象施設数	交流(訪問)回数	交流(来園)回数
平成28	76園	349回	314回
平成29	80園	386回	403回
平成30	85園	288回	288回
令和元	80園	343回	300回

【私立認可保育所との交流保育】

年 度	対象施設数	交流回数
平成28	62園	204回
平成29	75園	252回
平成30	77園	366回
令和元	122園	452回

【公開保育研修】

年 度	実施回数	対象施設数	参加人数
平成28	20回	188園	483人
平成29	18回	204園	487人
平成30	18回	235園	495人
令和元	24回	259園	503人

【地域保育施設会議】

年 度	実施回数	対象施設数	参加人数
平成28	36回	延377園	延435人
平成29	36回	延405園	延553人
平成30	36回	延468園	延628人
令和元	36回	延483園	延692人

第5 待機児童対策と保育の質の確保

1 待機児童対策

(1) 令和元年度の実績

認可保育所を中心に、需要の高い地域への積極的な整備を進め、保育サービス定員を697人拡充しました。

具体的な取り組み

- 用地確保が困難な場所での開設・運営を支援(開園後の土地賃借料助成)
- 0歳児の待機児童対策として、都のベビーシッター支援事業の開始
- 新規開設園の4・5歳児の定員を縮減し、1・2歳児の定期利用保育事業を実施
- 小規模保育所について、連携施設保育園の設置を支援

これらの取組の結果、令和2年4月1日の待機児童数は35人となり昨年度より81人減少しました。

(2) 令和2年度保育サービス基盤拡充の基本方針

保育需要の多い地域への認可保育所の整備を中心に定員拡充に取り組みます。

待機児童対策の推進

各年4月1日現在

年度	認可保育所		小規模保育所		事業所内保育所		認証保育所		定期利用保育		指定保育室		家庭福祉員		合計
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
平成20	77	8,399					22	822			7	135	24	62	9,418
平成21	78	8,452					24	892			7	135	28	74	9,553
平成22	79	8,570					32	1,195			6	121	32	84	9,970
平成23	84	9,045					34	1,262			5	101	39	103	10,511
平成24	88	9,376					36	1,353			5	101	41	108	10,938
平成25	91	9,620					40	1,504	7	93			41	105	11,322
平成26	95	9,886	3	55			44	1,645	11	131			45	114	11,831
平成27	105	10,523	10	183			49	1,820	20	220			50	134	12,880
平成28	108	10,830	21	390			51	1,881	19	206			49	129	13,436
平成29	117	11,455	25	459	2	13	50	1,900	21	194			50	132	14,153
平成30	138	12,614	26	480	3	17	48	1,842	27	265			46	120	15,338
令和元	162	14,260	25	461	3	17	47	1,740	24	214			40	104	16,796
令和2	176	15,156	25	457	3	16	46	1,593	20	173			37	98	17,493

実績(待機児童数)

各年度4月1日(単位:人)

年度	平成29	平成30	令和元	令和2
保育所申請数	5,436	5,669	5,729	5,296
保育サービス定員	14,153	15,338	16,796	17,493
待機児童数	572	250	116	35

2 保育人材の確保・質の向上

区内保育施設における人材の確保を支援し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいく・ぽーと」の運営、保育園就職フェア等を実施しています。

併せて、保育力強化研修の実施や、巡回支援・指導検査の体制を強化し、保育の質の向上を図ります。

(1) 大田区保育士応援手当補助金

区内の同一の保育施設等において、6か月以上の継続勤務が確認できた常勤保育士に対し、月額1万円を個人口座に直接支給します。

実績

年 度	平成 29	平成 30	令和元
支給人数 (延べ)	3,447	3,960	4,647

※平成 29 年度から新規事業

(2) 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金

区内保育施設の運営法人が借り上げた宿舍に保育従事職員を入居させた場合、月額82,000円の補助基準額に8分の7を乗じた額を上限として事業者に補助します。

実績

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
支給人数 (延べ)	695	1,019	1,426	1,724

(3) 保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいく・ぽ〜と」の運用

区内保育施設の運営法人が必要な人材を広く募集できるよう、保育人材の求人情報と求職者をリアルタイムで結びつけるポータルサイト、通称「おおた ほいく・ぽ〜と」を平成28年8月から開設し運用しています。

実績

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
サイト訪問者数 (人)	22,813	31,956	38,500	47,267
掲載求人閲覧数 (件)	111,748	231,465	441,000	697,305

※平成 28 年度から運用開始

(4) 保育園就職フェア

区内保育施設の運営法人がブースを出展し、保育施設等への就労を希望する来場者からの質問や相談に直接応じる就職相談会や、外部講師による講演会を開催し、保育施設への就労を促進します。

実績

年 度	内容・説明
平成 28	【就職相談会及びセミナー】 10月1日(土) (会場：大田区産業プラザ Pi0) 延参加人数：326名 出展法人数：63法人
平成 29	【セミナー】 10月28日(土) 29日(日) 【保育園見学】 11月17日(金) 18日(土) 11月24日(金) 25日(土) 【就職相談会】 12月2日(土) (会場：池上会館) 延参加人数：62名 出展法人数：45法人
平成 30	【就職相談会及びセミナー】 8月4日(土) (会場：大田区民ホール・アプリコ) 延参加人数：314名 出展法人数：44法人 【保育園見学会】 8月24日(金)～9月8日(土) (会場：各私立保育園)
令和元	【就職相談会及び講演会】 9月1日(日) (会場：大田区民ホール・アプリコ) 延参加人数：386名 出展法人数：57法人

第6 福祉避難所・応急保育所

災害発生時において、乳児とその保護者の生活の場を確保するための福祉避難所及び、救護復旧活動に従事する方々のお子様をお預かりする応急保育所を開設するため、体制の整備を行います。

(1) 福祉避難所

福祉避難所は、被災した乳児及びその保護者が保育園を一時生活の場とするものです。福祉避難所として指定する区内保育園 31 園および私立保育園 1 園に 1,334 世帯が避難できる体制を整えています。

(2) 応急保育所

応急保育所は、警察・消防・医療関係者など救護復旧活動に従事する職業の保護者のお子様を 24 時間態勢で受け入れる一時的な保育施設です。

区立保育園 4 園を指定しており、救護復旧に従事する保護者が安心してその任に当たっていただけるよう支援します。

<福祉避難所・応急保育所指定園>

大森地区			蒲田地区			調布地区			
	指定園	受入世帯		指定園	受入世帯		指定園	受入世帯	
福祉	森が崎	40	福祉	志茂田	44	福祉	わかば	48	
	大森東一丁目	36		下丸子	51		田園調布	30	
	大森西	60		矢口	30		千鳥	34	
	馬込	45		本蒲田	36		久が原	32	
	池上第三	48		東六郷	40		仲池上	60	
	入新井	42		矢口第二	19		千束	60	
	富士見橋	22		蒲田本町	42		雪谷	60	
	大森北	40		東蒲田	39		応急	田園調布二丁目	59
	南馬込	45		みどり	30		糀谷・羽田地区		
	中央八丁目	45		西蒲田	52	福祉	指定園	受入世帯	
	大森西第二	37		応急	新蒲田		59	糀谷	40
	山王	65						羽田	40
					東糀谷		50		
					本羽田	37			
					応急	浜竹	21		



こども家庭部事業概要 令和2年度



発行 令和2年7月
大田区こども家庭部子育て支援課
東京都大田区蒲田5-13-14
電話 03(5744)1272